



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

国営造成施設総合水利調整管理事業
諫早湾地区河川協議資料作成業務

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	国営造成施設総合水利調整管理事業
業務名	諫早湾地区河川協議資料作成業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S02115	主任技師		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	主任技師			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04003 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
	合 計				70,900	算出数量 1.000 人
	単 価				70,900	
	*** S単一 2号 ***					
S02115	技師 (A)		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技師 (A)			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04004 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04004	技師 (A)	1.000	人	62,600	62,600	
	合 計				62,600	算出数量 1.000 人
	単 価				62,600	
	*** S単一 3号 ***					
S02115	技師 (B)		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技師 (B)			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04005 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04005	技師 (B)	1.000	人	49,300	49,300	
	合 計				49,300	算出数量 1.000 人
	単 価				49,300	
	*** S単一 4号 ***					
S02115	技師 (C)		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04006	技師 (C)	1.000	人	42,500	42,500	
	合 計				42,500	算出数量 1.000 人
	単 価				42,500	
	*** S単一 5号 ***					
S02115	技術員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	技術員			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04007 基(D2)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1.000	人	36,700	36,700	
	合 計				36,700	算出数量 1.000 人

事業名	国営造成施設総合水利調整管理事業
業務名	諫早湾地区河川協議資料作成業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	単 価				36,700	
	*** S単－ 6号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種, 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.32日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.320日				
R04003	主任技師	0.820	人	70,900	58,138	
R04004	技師 (A)	0.820	人	62,600	51,332	
	合 計				109,470	算出数量 1.000 回
	単 価		回		109,470	
	*** S単－ 7号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種, 中間, 0.00人, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0.32日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ	中間		深夜時間:0.0		
	3)設計用主任技師人数	0.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.320日				
R04004	技師 (A)	0.820	人	62,600	51,332	
R04005	技師 (B)	0.820	人	49,300	40,426	
	合 計				91,758	算出数量 1.000 回
	単 価		回		91,758	
	*** S単－ 8号 ***					
S63011	打合せ（設計旅費・交通費）		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計旅費・交通費） 一般工種・解析等調査業務, 着手前・最終, 0.50日, 0.32日, 通勤により打合せ, 一般交通機関, 0日,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.32日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	10)交通機関区分	一般交通機関				
	11)高速道路往復料金（税別）	0円				
	12)鉄道往復1人当料金（税別）	2,272円				
	13)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	14)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	15)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	16)ライトバン使用日数	0日				
	18)宿泊料金1人当料金（税別）	0円				
	19)宿泊手当1人当料金（税別）	0円				
P54306	鉄道料金 消費税抜き	2.000	人	2,272	4,544	
	合 計				4,544	算出数量 1.000 回
	単 価		回		4,544	

[illegible]

事業名	国営造成施設総合水利調整管理事業
業務名	諫早湾地区河川協議資料作成業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称 (規 格)	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** T単- 1号 ***					
T00001	1. 1) 資料の把握		式		1.000 式	歩A 当たり算出
S02115	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	S単 1号
S02115	技師 (A)	1.000	人	62,600	62,600	S単 2号
S02115	技師 (B)	1.000	人	49,300	49,300	S単 3号
S02115	技師 (C)	1.000	人	42,500	42,500	S単 4号
	合 計				225,300	算出数量 1.000 式
	単 価		式		225,300	
	*** T単- 2号 ***					
T00002	2. 1) 用水計画諸元の整理		式		1.000 式	歩A 当たり算出
S02115	主任技師	3.000	人	70,900	212,700	S単 1号
S02115	技師 (A)	5.000	人	62,600	313,000	S単 2号
S02115	技師 (B)	5.000	人	49,300	246,500	S単 3号
S02115	技師 (C)	3.000	人	42,500	127,500	S単 4号
	合 計				899,700	算出数量 1.000 式
	単 価		式		899,700	
	*** T単- 3号 ***					
T00003	3. 1) 水収支計算		式		1.000 式	歩A 当たり算出
S02115	主任技師	2.000	人	70,900	141,800	S単 1号
S02115	技師 (A)	6.000	人	62,600	375,600	S単 2号
S02115	技師 (B)	8.000	人	49,300	394,400	S単 3号
S02115	技師 (C)	12.000	人	42,500	510,000	S単 4号
	合 計				1,421,800	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,421,800	
	*** T単- 4号 ***					
T00004	3. 2) 直近10か年の水収支計算		式		1.000 式	歩A 当たり算出
S02115	主任技師	2.000	人	70,900	141,800	S単 1号
S02115	技師 (A)	4.000	人	62,600	250,400	S単 2号
S02115	技師 (B)	6.000	人	49,300	295,800	S単 3号
S02115	技師 (C)	6.000	人	42,500	255,000	S単 4号
	合 計				943,000	算出数量 1.000 式
	単 価		式		943,000	
	*** T単- 5号 ***					
T00005	4. 1) 河川協議書の作成		式		1.000 式	歩A 当たり算出

[illegible]

令和 8 年度国営造成施設総合水利調整管理事業
諫早湾地区河川協議資料作成業務

特別仕様書

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1－1 条 令和 8 年度国営造成施設総合水利調整管理事業 諫早湾地区河川協議資料作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条 本業務は、諫早湾土地改良事業に係る水利使用の変更に伴い、水収支計算及び河川協議書の作成を行うものである。

(場 所)

第 1－3 条 本業務の位置は、長崎県諫早市で別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第 1－4 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－5 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木、農業農村工学
博 士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

(照査技術者)

第 1－6 条 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技 術 士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木、農業農村工学
博 士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

(2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは次のとおりとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 水収支計算整理時
- 3) 河川協議書作成時
- 4) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業のための河川協議の実務	農林水産省農村振興局整備部水資源課	2022年度版

(貸与資料等)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	資 料 名	数量
1	諫早湾土地改良事業河川協議書（平成30年5月7日同意）	1式
2	小江干拓地営農計画（参考資料）	1式
3	諫早湾土地改良事業取水実績（参考資料）	1式
4	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時までに一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は次表のとおりであり、詳細は別紙【作業項目内訳表】に示すものとする。

(設計業務)

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	一式	
2. 用水計画諸元の整理	一式	
3. 水収支計算	一式	
4. 河川協議書の作成	一式	
5. 照査	一式	
6. 点検取りまとめ	一式	

(作業の留意点)

第3-2条 本業務の実施にあたって、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-2条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 業務履行中において、一部成果物の提出を求める場合は、受注者はこれに協力するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（水収支計算の段階）

第3回 中間打合せ（河川協議書作成の段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せ方法については、対面方式からWeb方式に変更する場合がある。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5 - 1 条 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部
2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第 5 - 2 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口 8 9 1 - 2 0

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6 - 1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第 6 - 2 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)(URL 「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」) に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- (5)(2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。
この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7)(6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8)(4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。
ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

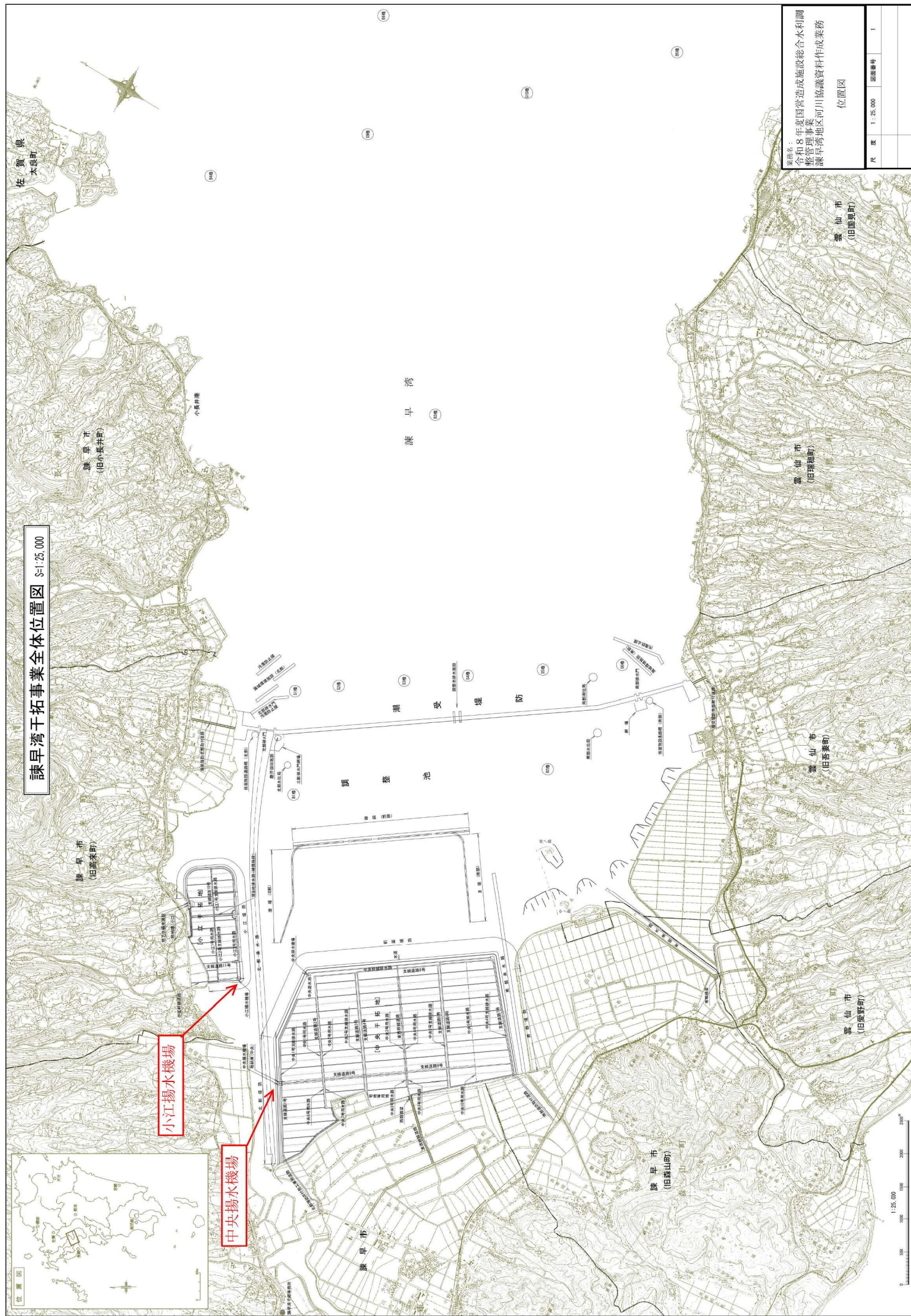
別紙【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
【設計業務】		
1. 準備作業		
(1) 資料の把握	「国営諫早湾土地改良事業河川協議書（平成30年5月7日同意）」（以下「現行河川協議書」という。）、営農計画及び参考資料（取水実績）の内容を把握し、以下作業項目を達成するための作業計画を策定する。	1 式
2. 用水計画諸元の整理		
(1) 用水計画諸元の整理	営農計画を踏まえた変更用水計画諸元の整理を行い、現行用水計画諸元との対比表を作成する。	1 式
3. 水収支計算		
(1) 水収支計算	変更用水計画諸元を基に水収支計算を行う。 なお、水収支計算については、期別最大取水量及び一日最大取水量について、中央揚水機場及び小江揚水機場の取水口毎に算定し、期別取水パターン図を作成する。	1 式
(2) 直近10ヶ年の水収支計算	直近10年（H27～R6）の水収支計算に必要な降雨量及び河川流量を収集、整理し、変更用水計画諸元を基に直近10年（H27～R6）の水収支計算を行う。	1 式
4. 河川協議書の作成		
(1) 河川協議書の作成	現行河川協議書の各項目に沿って、上記3.（1）で実施した水収支計算を踏まえ、変更河川協議書を作成する。	1 式
5. 照査		
(1) 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式
6. 点検取りまとめ		
(1) 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書の作成を行う。	1 式

令和8年度国営造成施設総合水利調整管理事業
諫早湾地区河川協議資料作成業務

図面目録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
計		1	



業務名：
令和8年度国営造成施設総合水利調
整管理事業
諫早湾地区河川協議資料作成業務

位置図

尺 度	1:25,000	图图番号	1
-----	----------	------	---